

次世代法に基づく一般事業主行動計画
株式会社米村組行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年1月1日～平成33年12月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に関する制度周知や情報提供を行い、仕事と家庭生活の両立に関する様々な問題に対する相談体制の整備を行う。

<対策>

- 平成31年 1月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成31年 3月～ 相談体制の整備を含めた社内規定の整備
- 平成31年 5月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布
- 平成31年 7月～ 定期的な社員面談の実施

目標2：ハラスメント防止に関する情報提供・研修を実施し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の改善に取り組む。

<対策>

- 平成32年 1月～ パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント等の防止に関する情報収集を行う。
- 平成32年 3月～ 管理職への研修及び社内広報による社員への周知、並びに相談体制の拡充を行う。
- 平成32年 5月～ 全社員へのハラスメント防止研修を行う。
- 平成32年 7月～ 相談体制の見直しを行う。